

日本生命倫理学会会報 No.59

目次
名誉会員決定のお知らせ……………1
名誉会員規程改正のお知らせ……………1
役員選挙細則改正のお知らせ……………2
2017年度第10回役員選挙日程のお知らせ……………4
会員調査カードご返送のお願い……………4

日本生命倫理学会事務局
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町17-1
日本橋ロイヤルプラザ9F 904 号室
Tel. & Fax. 03-6231-0576
E-mail jab@nifty.com
URL <http://ja-bioethics.jp/>

◇ 名誉会員決定のお知らせ ◇

2017年3月29日に開催された2016年度第3回理事会において、名誉会員規程に基づき2名の名誉会員候補者が推薦されました。各候補者に通知し、本人の承諾を受けて、下記の2名の方が名誉会員に決定しましたのでお知らせいたします。2017年度会員名簿に名誉会員として記載されます。

仁志田 博司 氏 (第1分野)

鈴木 利廣 氏 (第3分野)

◇ 「名誉会員規程」改正のお知らせ ◇

2016年度(平成28年度)第3回理事会(3月29日)において、「名誉会員規程」が一部改正されましたのでお知らせいたします。(下線部が改正箇所)

名誉会員規程

(目的)

第1条 日本生命倫理学会(以下「本会」という。)会則第4条第1項に基づき、本会および生命倫理学の発展に特に貢献のあった者を名誉会員にすることができる。その場合は、この規定による。

(名誉会員に推薦できる要件)

第2条 理事会は、以下の要件すべてに該当する者を、推薦することができる。

- (1) 70歳以上の正会員
- (2) 本会に20年以上在籍し、かつ10年以上理事・監事を務めた者。
- (3) 本会ならびに生命倫理学の発展に顕著な貢献をしたと認められた者。

(手続き)

第3条 名誉会員への就任は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) 理事は、理事会に対して名誉会員にふさわしい正会員を提案することができる。
- (2) 理事会は、理事から名誉会員の提案があった場合には、速やかに審議を行う。名誉会員への就任が妥当と判断したときには、本人の承諾を得たうえで、理事会が議決する。

(3) 新たに名誉会員が選出されたときは、その年に開催される総会で報告する。

(名誉会員の会員適用事項)

第4条 本会の名誉会員には、次の各号の事項が適用されるものとする。

- (1) 名誉会員の名称をもって会員登録する。
- (2) 本会会員としての年会費を免除する。
- (3) 総会・年次大会等への参加費を免除する。
- (4) 役員選挙における選挙権、被選挙権は有しない。
- (5) 総会等での議決権を有しない。
- (6) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

(名誉会員の資格喪失)

第5条 名誉会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 名誉会員が本会の名誉を傷つけたことにより、理事会が資格を取り消すとき
- (3) 本人の申し出があったとき

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決により行う。ただし、特定の会員または名誉会員が著しく不利益となるような規程の変更を行ってはならない。

附 則 この規程は、2013(平成25)年10月12日から施行する。(2013年度第1回理事会決定)

附 則 この規程は、2017(平成29)年3月29日から施行する。(2016年度第3回理事会決定)

◇「役員選挙細則」改正のお知らせ◇

2016年度(平成28年度)第3回理事会(3月29日)において、「役員選挙細則」が一部改正されましたのでお知らせいたします。(下線部が改正箇所)

役員選挙細則

第1条(選挙の管理)

- 1 本会に選挙管理委員会を置く。
- 2 理事会は代表理事の推薦に基づき、選挙管理委員長を選出する。
- 3 理事会は、前項の選挙管理委員長に加えて、会則第7条第1号に定める4分野から各1名の正会員を選挙管理委員として選出する。
- 4 代表理事は選挙管理委員長及び選挙管理委員を委嘱する。
- 5 理事・監事および評議員に関する選挙事務は選挙管理委員会が管理する。
- 6 選挙管理委員会は選挙の行われる年の4月30日の時点における会員名簿に基づき、所属専門分野を明示した被選挙人名簿および選挙人名簿を作成し、すべての選挙人に配布しなければならない。
- 7 選挙管理委員会は、当選者を確定して、理事会に報告する。
- 8 選挙管理委員会は、選挙が完了した時点で、選挙に関わるすべての書類を代表理事に提出して解散する。

第2条（評議員の選挙）

- 1 評議員は正会員の中から正会員の郵送による無記名投票で選出する。
- 2 投票は投票者の属する分野から3名、それ以外の分野から3名の合計6名連記の方法で行う。
- 3 当選者の確定は以下の方法で行う。
 - a. 各分野のそれぞれ上位12名までの得票者を当選者とする。なお、各分野の上位12名までの者が任期中に退いた場合には、当該分野の次点者が繰り上げ当選者となる。
 - b. a.号の当選者を除き、全体で上位32名までの得票者を当選者とする。なお、これらの者が任期中に評議員を退いた場合には、全体の次点者が繰り上げ当選者となる。
 - c. 得票数が同じ者が定員を超える場合は、生年月日の早い者から順次当選者とする。生年月日と同じ場合は公正な抽選によるものとする。

第3条（理事の選挙）

- 1 理事は評議員の中から、評議員の郵送による無記名投票で選出する。
- 2 投票は投票者の属する分野から3名、それ以外の分野から3名の合計6名連記の方法で行う。
- 3 当選者の確定は以下の順序で行う。
 - a. 各分野のそれぞれ上位5名までの得票者を当選者とする。なお、各分野の上位5名までの者が任期中に理事を退いた場合には当該分野の次点者が繰り上げ当選者となる。
 - b. a.号の当選者を除き、全体で上位5名までの得票者を当選者とする。なお、これらの者が任期中に理事を退いた場合には、全体の次点者が繰り上げ当選者となる。
 - c. 得票数が同数の者が定数を超える場合は、生年月日の早い者から順次当選者とする。生年月日と同じ場合は公正な抽選によるものとする。

第3条の2（監事の選挙）

- 1 監事は評議員の中から、評議員の郵送による無記名単記投票で2名を選出する。
- 2 監事は理事を兼ねることができない。理事及び監事の双方に選出された者は、その一方を辞退しなければならない。
- 3 監事2名は、異なる分野から当選者を確定する。
- 4 得票数が同数の者が定数を超える場合は、生年月日の早い者から順次当選者とする。生年月日と同じ場合は公正な抽選によるものとする。
- 5 任期中に監事を退いた場合には、全体の次点者が繰り上げ当選者となる。ただし、次点者が他の監事と分野を同じくする場合には、異なる分野の者のうちで得票数が上位の者を繰り上げ当選者とする。

第3条の3（代表理事の選挙）

- 1 代表理事の選出は、当選理事の過半数による。選出方法については、当選理事が決定する。
- 2 代表理事の選挙は、理事選出後、定期総会までの間に行われなければならない。

第4条

この規定の改定には理事会の承認を必要とする。

附 則 この規定は1991(平成3)年7月25日から実施する。(運営委員会決定)

附 則 この規定は第1回選挙に限り理事会を運営委員会と読み替える。

附 則 この細則は1992(平成4)年11月19日から実施する。(「理事・監事・評議員選挙規定」を「選挙細則」と改定)

附 則 この改正細則は、1996(平成8)年3月14日から実施する。

附 則 この改正細則は、1998(平成10)年10月18日から実施する。

附 則 この改正細則は、2001(平成13)年9月19日から実施する。

附 則 この改正細則は、2017(平成29)年3月29日から実施する。(2016年度第3回理事会決定)

◇ 2017年度第10回役員選挙日程のお知らせ ◇

2017年4月18日に開催された、第1回選挙管理委員会において第10回役員選挙に関する日程が決定しましたのでお知らせします。役員選挙は、正会員の有資格者により行われます。

4月30日	選挙人及び被選挙人資格確定
6月 中旬	2017年度版会員名簿発行
同	評議員選挙関係書類発送
7月20日	評議員選挙投票締切(当日消印有効)
7月30日	評議員選挙開票
8月 下旬	新評議員宛に理事・監事選挙関係書類発送
9月20日	理事・監事選挙投票締切(当日消印有効)
9月28日	理事・監事選挙開票
10月 下旬	会報にて選挙結果報告

◇ 会員調査カードご返送のお願い ◇

本年2月1日発行の会報 No.57にてお送りしました「会員調査カード」記入へのご協力、ありがとうございました。お知らせいただいた情報をもとに会員名簿を発行し、役員選挙を実施いたします。

【 至急お願いします！ 】 ※5月15日必着

未だご返送いただいていない方は大至急お送り下さい。又、ご返送の際は、氏名に変更がない場合でもご氏名は必ずご記入下さい。

【 カードをすでにお送りいただいた方へ 】

◀ お心当たりはありませんか？ ▶

お送りいただいた会員調査カードのうち、氏名の記入がどこにもなく、送付者が判別できないカードが届いています。このカードの中には、ご自宅住所の掲載が不可となっているものがありますが、ご指示がどなたからのものか不明で困っています。 お心当たりの方は、事務局迄ご連絡下さいますようお願いいたします。

ご連絡がない場合は、連絡先等の「掲載不可」のご指示に従えず、情報が掲載されてしまう場合がありますのでご注意ください。